

精神障害者地域包括ケア促進事業（通院医療費助成）について

県では、令和3年度から、医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院）とは別に、県独自の通院医療費助成制度を創設し、精神疾病や身体合併症に対する受診を促し、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、安定的な地域生活への移行・定着の促進を目的とした事業を実施します。

当該医療費助成制度は、医療機関及び審査支払機関の混乱を避けるため、重度心身障害者医療費助成制度の法別番号91を採用するとともに、受給者証を白色に統一しています。

つきましては、本制度への御理解・御協力をくださいますとともに、施術の際の受給者証の確認等について、御留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【制度の概要】

1 実施主体	居住する市町	病院等を住民票上の居所とした場合、居住する市町は前住所地となりますので、加入する健康保険（国民健康保険・後期高齢者医療）を御確認ください。
2 対象者	精神障害者保健福祉手帳1級の所持者 （自立支援医療受給者証〔精神通院〕を所持するもの。）	
3 対象医療	通院医療（歯科、訪問看護、柔道整復等を含む。）	
4 適用日	令和3年4月1日（令和3年4月診療分から） 〔広島市は、令和4年2月1日（令和4年2月診療分から）〕	
5 窓口負担 （法別番号91と同様）	市町名	一部負担金
	広島市、海田町、府中町	無料（※広島市は令和4年2月から制度開始）
	坂町	1医療機関につき100円/日（月4日まで）
	上記以外の市町（※県制度）	1医療機関につき200円/日（月4日まで）
※保険薬局（院外処方）で薬剤の支給を受ける場合は、一部負担金は不要です。		
6 受給者証	サイズ：A6（重度心身障害者医療と同様。） 仕様：紙 色：白色（各市町共通） 表題：「精神障害者医療受給者証」又は「重度心身障害者医療受給者証」 ※各市町の条例の規定によりレイアウト等が異なります。	
7 申請書類等	・精神障害者保健福祉手帳（1級）、自立支援医療受給者証（精神通院） ・加入している医療保険の被保険者証、その他所得証明書類 等	
8 問い合わせ先 その他	詳細は、県HPの次のURLまたはトップページから参照してください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/seishiniryohi josei.html トップページ>組織でさがす>健康福祉局>障害者支援課>精神障害者医療費助成制度について	

令和3年4月から

精神障害のある方の通院医療費の負担軽減

が始まります

新たに**精神障害者保健福祉手帳1級所持者**
(自立支援医療受給者証[精神通院]所持者に限る)
の方が**対象**となります。



重度の精神障害のある方を対象に、通院医療費の自己負担額の一部を助成し、負担の軽減を図り、安定した地域生活・定期的な受診による重症化防止を目的とする制度です。

当制度は、令和3年4月1日以降（広島市は令和4年2月1日以降）の医療費から対象です。

対象者	対象医療	一部負担金の助成
精神障害者保健福祉手帳1級所持者 (自立支援医療受給者証[精神通院]所持者に限る) ※所得制限があります 【対象となる方の属する世帯等の合計所得金額により判定します。】	医療保険が適用される医療等 (通院に限る) ※訪問看護, 柔道整復師, あん摩 マッサージ指圧師, はり師, きゅう 師による施術も含まれます。	保険医療機関ごとに 1日につき200円 (ただし, 1か月に4回までの 支払額を限度とする。) 院外処方, 負担なし。

※一部負担金は、市町により異なりますので、お問い合わせの際に御確認ください。

■事前に市町担当窓口で申請し、受給の決定（受給者証の交付）を受ける必要があります。

※申請に必要なもの

- ◎加入している健康保険証
- ◎精神障害者保健福祉手帳（1級）、自立支援医療受給者証（精神通院）
- ◎印鑑、所得を証明する書類（転入された場合など）等



◆医療機関の皆さまへ

■当制度の受給者証は、全市町、白色に統一しています。

■一部負担金は、通院医療のみ対象です。

(市町により受給者証の表題・レイアウトが若干異なります。)

【受給者証の確認を必ずお願いします。】

※受給者証の交付開始時期は、市町により異なりますので、
詳細は、市町の担当窓口へお問い合わせください。



注：当制度の受給者については、広島市及び海田町の独自医療費助成制度
(法別番号93)は、使用できなくなります。

県または
市町へ
お問い合わせ
ください

広島県 障害者支援課 自立就労グループ 電話 082-513-3155

お住いの市町の担当窓口 裏面をご覧ください。



市町問い合わせ一覧

市町	担当部署	電話番号	受給者証申請交付受付予定
広島市	中区 福祉課障害福祉係	082-504-2588	令和4年2月
	東区 "	082-568-7734	
	南区 "	082-250-4132	
	西区 "	082-294-6346	
	安佐南区 "	082-831-4946	
	安佐北区 "	082-819-0608	
	安芸区 "	082-821-2816	
	佐伯区 "	082-943-9769	
呉市	障害福祉課	0823-25-3135	令和3年4月
竹原市	健康福祉課	0846-22-7157	令和3年8月
三原市	社会福祉課	0848-67-6060	令和3年7月
尾道市	社会福祉課	0848-38-9125	令和3年4月
福山市	障がい福祉課	084-928-1063	令和3年4月
府中市	健康推進課	0847-47-1310	令和3年4月
三次市	市民課	0824-62-6134	令和3年4月
庄原市	保健医療課	0824-73-1155	令和3年4月
大竹市	保健医療課	0827-59-2141	令和3年4月
東広島市	障害福祉課	082-420-0180	令和3年8月
廿日市市	保険課	0829-30-9160	令和3年4月
安芸高田市	保険医療課	0826-42-5619	令和3年4月
江田島市	社会福祉課	0823-43-1638	令和3年4月
府中町	福祉課	082-286-3161	令和3年4月
海田町	社会福祉課	082-823-9207	令和3年8月
熊野町	社会福祉課	082-820-5635	令和3年4月
坂町	民生課	082-820-1505	令和3年4月
安芸太田町	住民生活課	0826-28-2116	令和3年4月
北広島町	町民課	050-5812-1854	令和3年4月
大崎上島町	保健衛生課	0846-62-0330	令和3年4月
世羅町	健康保険課	0847-25-0134	令和3年8月
神石高原町	保健福祉課	0847-89-3335	令和3年4月

県の問い合わせ先

広島県障害者支援課	自立就労グループ	082-513-3155
-----------	----------	--------------